

鹿行ニュース No. 33	鹿児島県行政書士会 鹿児島市与次郎2丁目4-35KSC鴨池ビル202号 Tel: 099-253-6500 fax: 099-213-7033
平成26年10月16日(木)	

会員各位

平成26年10月16日 鹿行発第140号  
鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の取扱いの変更について

鹿児島県農村振興課より下記の内容の通知文書の通知がありました。概要は以下の通りです。

	農振第279号 平成26年10月14日
鹿児島県行政書士会会長 様	鹿児島県農政部農村振興課長
再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の 取扱いの変更について(通知)	鹿児島県農村振興課長印
<p>このことについて、先般九州電力株式会社が「再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留」について発表したことを受け、今後の農地転用許可については、事業実施の確実性を確認するため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会会員への周知等について御協力くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更後の取扱い 次の書類の添付を必須とし、事業実施の確実性を確認した上で、許可する。</p> <p>① 経済産業省の発電設備認定通知書の写し ② 九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写し、又は工事費負担金請求書の写し</p> <p>2 県及び農業委員会の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県受付済みのもの</li> <li>・ 農業委員会を通じて、申請者に対し、上記1の①及び②の提出を指導する。</li> <li>・ ①及び②の提出がない場合は、提出があるまで県農業会議への諮問を保留する。</li> <li>・ 農業委員会受付前のもの</li> <li>・ 農業委員会は、申請者に対し、上記1の①及び②を添付するよう指導する。</li> <li>（①及び②が整った後申請するよう指導する。）</li> <li>・ 農業委員会受付済みのもの</li> <li>・ 申請者に対し、上記1の①及び②の提出を指導する。</li> <li>・ ①及び②の提出が間に合わない場合は、そのまま県に送達する。</li> <li>・ 県は、①及び②の提出があるまで県農業会議への諮問を保留する。</li> </ul> <p>3 適用時期 平成26年10月許可分から適用</p>	
<p>【問い合わせ先】 鹿児島県 農村振興課 農地管理調整係 TEL 099-286-3116 (直通) E-mail nouti@pref.kagoshima.lg.jp</p>	